5月定例教育委員会会議 議事録

令和4年5月13日 午後3時30分開会 さんくす3番館5階第1会議室

席 員 出 委 西川俊孝教育 長 福 知 弘 委 田 員 飴 野 仁 子 委 員

安達友基子教育長職務代理者和 田 光 代 委 員谷 池 雅 子 委 員

出席 説明 員

山下栄治学校教育部長 道場久明地域教育室長兼務 平野和男学校教育部総括参事 小西正晃保健給食室 大川雅博青少年室参 市川泉教育未来創生室参事 荒木大輔学校教育室参事・指導主事 標井仁之学校教育室主幹・指導主事 畑田将寿学校教育室主幹・指導主事 大 江 慶 博 教 育 監 落俊哉学校教育部次長教育総務室長兼務 堀哲郎地域教育部次長放課後子ども育成室長兼務 脇寺一郎教育未来創生室長 草場敦子教育センター所長 田中満明教育総務室局 田中満明教育総務室 野田中満明教育総務室 田中満明教育総務室 田中満明教育総務室 田中満明教育総務室 田中満明教育総務室 田中満明教育総務室 田本代山田駅前図書館館長

5月定例教育委員会会議 議事録

午後3時30分 開会

西川俊孝教育長

ただいまから5月定例教育委員会会議を開催いたします。

署名委員に福田委員を指名いたします。

それでは本日の傍聴席の数について事務局から説明をしてください。

落俊哉学校教育部次長教育総務室長兼務

本日の傍聴席設置可能数は10席で、現在の傍聴希望者数は10名でございます。

西川俊孝教育長

では本日の傍聴は10名まで許可したいと思いますがよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

西川俊孝教育長

異議なしと認め、本日の傍聴は10名まで許可をいたします。

- 傍聴者入場 -

落俊哉学校教育部次長教育総務室長兼務

恐れ入りますが追加議案を提出させていただきたいと存じますので、よろしくお取り計らいいただきますようお願い申し上げます。

西川俊孝教育長

追加議案の提出を申し入れがされました。

議題とすることに御異議ございませんか。

全委員

異議なし。

西川俊孝教育長

異議なしと認めます。それでは、議事日程を配布してください。

一 議事日程配布 一

西川俊孝教育長

本日の日程第9、議案第31号「吹田市立図書館窓口等業務委託事業者選定委員会委員の委嘱について」は、公表することにより公正な選定に支障を来たす恐れのある案件のため、吹田市教育委員会会議規則第5条第1項の規定により、秘密会とし、議事運営を効率的に行うため、追加日程第1につきまして、日程第9の案件に先んじて行う議事順序の変更を行いたいと思います。御異議ございませんでしょうか。

全委員

異議なし。

西川俊孝教育長

異議なしと認め、議案第31号を秘密会とし、追加日程第1につきまして 日程第9の案件に先んじて行う、議事順序の変更を決定いたします。

それでは、傍聴の方に議案を配布してください。

- 議案書配布 -

西川俊孝教育長

それでは、日程第1、請願第1号「学校におけるエレベーターの加速度的 設置を求める請願書について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

田中満明教育総務室参事

日程第1、請願第1号「学校におけるエレベーターの加速度的設置を求める請願書について」御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の3ページをお願いいたします。

こちらの請願につきましては、障害者の権利保障をすすめる会代表狩俣正 雄様から出された請願でございます。

請願書一番下の請願内容でございますが請願項目1と2とありまして、ま

ず1につきましては、バリアフリー法改正に伴って、文科省は5か年の整備 目標を定めて、学校施設の一層のバリアフリー化と加速化を求めた通知を出 しています。

2025年までの整備計画及び2025年以降の計画を示してください。 2につきましては、学校におけるエレベーター設置を従来の必要に応じて 設置する方式から、すべての小中学校で設置されるように設置計画を立てて 実施する方式に転換してくださいとあります。

以上でございます。

西川俊孝教育長 砂川智和学校管理課長 続いて請願項目の考え方について、事務局の説明を求めます。

学校管理課の砂川と申します。

令和2年5月に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」いわゆるバリアフリー法が改正され、公立小中学校の新築等を行う場合にはバリアフリーの整備を行うことや、既設校舎においても、新築等と同様な整備を行うよう努力義務が課されたところでございます。

この法改正をきっかけに、文部科学省から、公立小中学校施設におけるバリアフリー化の加速についての通知文が発出され、バリアフリー化に関する整備目標を盛り込んだ整備計画の策定や、車椅子使用者用トイレや段差解消、エレベーターの整備等を計画的に行う要請がされるとともに、公立小中学校施設のバリアフリー化に関する令和7年度末までの国の整備目標が示されました。

本市のバリアフリーに関する整備計画につきましては、本市の学校はそれぞれ敷地条件や建物配置、構造などの状況が異なるため、整備計画の策定に必要な既存施設のバリアフリー化の現状や、利用者が安全かつ円滑に利用するために障壁となる問題点の把握に努めているところでございまして、整備計画は策定できておりません。

また、エレベーターに関しましてですが、まず本市の学校施設のエレベーターにつきましては、配慮を要する児童生徒の状況に応じた対応を行ってまいりました。

国は、令和7年度末の整備目標として、要配慮児童生徒が在籍する学校への整備を掲げており、国の整備目標と同様と考えております。

既設校舎は配置や構造が様々で、物理的にエレベーターの設置が難しく、 建て替えでなければ対応できない校舎があることや、児童生徒の増加による 普通教室への改修、中学校給食の配膳室整備など学校施設を取り巻く環境が 流動的であり、多くの不確定な要素がある状況でございます。

このような現状の中で、エレベーターの計画だけを、すぐに全校に配置する計画を作るということは非常に難しいと考えております。

上下方向の移動手段としましては、エレベーターだけでなく、階段移動リフトなどの手段もあることから、国が示しております学校施設の将来的に目指す姿である、「誰もが支障なく学校生活を送ることができる環境が整備されている」という理念を念頭に、それぞれの学校に応じたバリアフリーの手法を検討する必要があると考えております。

現在まだ、バリアフリーの整備計画というのは、策定はできておりませんが、当然バリアフリーは、進めていくべき項目であり、整備計画の中にエレベーターを位置付けていく、それをもちろんしていくことだと思います。

現状まだ問題点の把握等に努めているところであり、全体の詳細がわかっ

ておりませんので、今の段階でエレベーターに関する計画をどのようにする ということは、結論づけるのは難しいかと思いますけれども、今後、整備計 画を策定するにあたって、そういったところは十分に注意しながらバリアフ リーを進めていきたい、と考えております。

以上でございます。

西川俊孝教育長安達友基子教育長職務代理者

それでは、この件について、質問・御意見はございませんか。

質問ですが、現状についてお聞きします。現在、エレベーターが必要な児童や生徒がいる学校において100%エレベーターがついているのかどうかというのが1点と、これまでに、進学や入学を希望していた方、エレベーターが必要な方がいらっしゃった場合に、エレベーターがその学校になく、進学ができなかったような事例があったのかどうかを教えてください。

西川俊孝教育長 櫻井仁之学校教育室主幹·指導主事 2点ありますけども、よろしいですか。

1点目のエレベーターが100%ついているかという御質問ですが、エレベーター設置につきましては、基本計画、あと設計、工事、という流れで、概ね3年間程度の日数を要するため、エレベーター設置を希望いただいたタイミング等によっては、エレベーターが設置できていない場合はございます。ただ、そういった場合に、先ほど砂川課長からもあったように階段昇降機の活用であったり、あと教室配置の工夫等で対応を行っているところでございます。

2点目の、進学入学の件でございますが、エレベーター設置を理由に進学 入学ができなかったというケースはございませんが、当校区にエレベーター がないため、指定校変更によって、校区外の指定校変更で、入学修学をする ケースはございます。

以上でございます。

安達友基子教育長職務代理者

もう1点ちょっと追加で、今その教室の配置っておっしゃったのはどうい う意味合いか、少し詳しく教えてください。

櫻井仁之学校教育室主幹・指導主事

例えばなんですけれども、当該の児童生徒が所属している学年の教室を 1 階に配置する等でございます。

和田光代委員

このバリアフリー化で、エレベーターの設置が進められてるんですがそのほかに、車椅子利用者用トイレとスロープ等による段差解消のバリアフリー化も進められてると思うのです。

今の段階で、吹田では設置率というのですかね、整備状況を教えていただ きたいんですけど。

砂川智和学校管理課長

まず、車椅子利用者用トイレにつきましては、校舎につきましては整備済 みでございます。

それから、屋内運動場につきましては、現在、100%ではないんですけれども、大規模改造工事を行うとともに整備をしてきておりまして、令和6年度に100%になる予定でございます。

西川俊孝教育長 福田知弘委員 他に御意見ありますか。

先ほど安達職務代理者の質問に対して、1階に特別教室をもってくるという話がありましたが、ただ、科目の中で音楽室とか特別教室を使うときには1階に必ず配置されているわけではないことがありますよね、そういった場合にはどういった対応をされているのでしょうか。

櫻井仁之学校教育室主幹・指導主事

おっしゃるとおり特別教室につきましては、すべて1階に設置することは 不可であることから、階段昇降機の活用によって補っております。以上でご ざいます。

西川俊孝教育長 飴野仁子委員 ほかに何かございませんか。

先ほどお答えいただいた中でエレベーターの設置については、いくつかまだ100%に至っていない理由を述べられていました。で、そうですけれども、設置については今後も進めていくということで、そういったことでよろしいですか。「はい」か「いいえ」でお願いします。

砂川智和学校管理課長 飴野仁子委員

はい。

大江慶博教育監

そうしましたら、バリアフリーということに関しましては、エレベーター 設置のみでバリアフリーということだけでクリアできるわけではありません ので、ハード面、ソフト面あらゆる施策を今後も続けていくことを望みます。

先ほど御指摘いただいたようにハード面のみならず、ソフト面も含めて学校全体でバリアフリーを進めていくということについては必ずやりとげたいなと考えております。以上でございます。

谷池雅子委員

今後進めていくという方向性について確認させていただきましたけども、 現状ですね、実はニーズがあるのにエレベーターがない学校に通っておられ るニーズがあるお子さんに対して現在の階段昇降機、リフト、それと教室の 配置で何の課題もないのかという本人目線での課題の把握はぜひお願いした いと、そういうふうに思います。

西川俊孝教育長安達友基子教育長職務代理者

本人目線での課題の把握というお願いですね。ほかに御意見ありますか。

同じ趣旨なんですけれども、確かにエレベーターだけではないというのは その通りかとは思っています。ただ先ほど御説明いただいた中でも、自分の 本来の校区じゃないところに入学・進学された方がいらっしゃるという話が ありました。そういったことは起きないようにしていって欲しいなという、 これも希望なんですけれども、ここで述べさせていただきたいです。

西川俊孝教育長

他に御意見ありませんか。

そうしましたら、これは請願がでておりますので、採択、不採択ということで取り扱うということでさせていただきますが、1番目のところですね、砂川課長確認ですが、計画そのものはまだないということで、ただ計画は作っていくんでしょうか。

砂川智和学校管理課長 西川俊孝教育長

はい。今後作ってまいります。

けれども今の段階では、できていないということで、今は現状把握に努めているということですね。

砂川智和学校管理課長 西川俊孝教育長

はい。おっしゃるとおりでございます。

そうしましたら1番目について、これはないものに対して採択はできないものと判断をしますので、これは取り扱うことにそぐわないということで、確認させていただかなければいけないと思うんですが、よろしいでしょうか。 採択したら、今あるものを出すということになりますので、よろしいですか。そうしましたら、1番目についてはそのような判断をさせていただきま

2番目計画を立てて実施する方式に転換してください、ということです。 これについて、もしあれば、事務局、委員さん最終的に確認しておかない といけないことなどがありましたらお願いできますか。

山下栄治学校教育部長

バリアフリーの問題に関しましては、教育委員会としてもこれはしっかりと進めていかないといけない問題だと考えております。今回の請願の中身でいいますと、エレベーターの設置をということで、提案をいただいている訳

でございますが、先ほど委員さんの御指摘でもございましたように、エレベーターの設置以外にもハード面、ソフト面あるいは心の面でもバリアフリーを作ることは大事かなと思っております。総合的なことで、事務局としてはしっかりと進めていきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

西川俊孝教育長

そうしましたら、今までのやりとりあるいは委員さんの意見を私のほうでまとめさせていただいて、お諮りをしたいと思います。事務局の方で文科省は、令和7年度までに計画の中に位置づけてエレベーターを考えていくということで、これは確認をさせていただいてよろしいですね。

砂川智和学校管理課長 西川俊孝教育長 はい。おっしゃるとおりでございます。

それからもう1点。インクルーシブバリアフリーということについては、エレベーターのみならず全体を含めて、考えていくという方向で、教育監あるいは山下部長についても答弁をいただきました。ということで、今回出されている2番目、エレベーターの設置ということで特化してこれのみ採択するのではなく、ハード面、ソフト面についてもバリアフリーを進めていくということで確認をしました。

計画については、現在問題点等把握に努めている状況で、エレベーターに限って設置計画を立て実施するというのはできないのかなという風に思います。よって不採択ということで判断をさせていただかなければならないかな、と判断をしますけれども、そのような形でよろしいでしょうか。

全委員 西川俊孝教育長 異議なし。

そうしましたら、大きな方向で計画をたてるものとして、令和7年度まで にエレベーターも位置付けて行う、ということでこの2番目については、不 採択ということでさせていただきます。

以上をこの請願の取り扱いを終わりたいと思いますけれどもよろしいでしょうか。

全委員 西川俊孝教育長 異議なし。

続きまして、日程第2、議案第17号「吹田市公民館運営審議会委員の委嘱について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

太田美紀まなびの支援課課長代理

日程第2、議案第17号「吹田市公民館運営審議会委員の委嘱について、 御説明申し上げます。議案書5ページを御覧ください。

公民館運営審議会委員の委嘱につきましては、新任の方3名と5月31日をもって任期満了となる6名の方につきまして、改めて委嘱するものでございます。恐れ入りますが、7ページの吹田市公民館運営審議会委員被委嘱者名簿を御覧ください。

清水厚彦様は、吹田第二小学校の校長先生で、学校教育関係者として委嘱 しようとするものでございます。次に、小寺留一様は、吹田市文化団体協議 会会計監査であり、社会教育関係者として委嘱しようとするものでございま す。次に、佐中義定様は元吹六地区公民館長であり、社会教育関係者として 委嘱しようとするものです。次に、永井忠孝様は、元吹田市社会教育委員で あり、社会教育関係者として委嘱しようとするものでございます。次に、中 山安信様は、元吹田市社会教育委員であり、社会教育関係者として委嘱しよ うとするものでございます。次に、西尾洋子様は、元吹一地区公民館長であ り、社会教育関係者として委嘱しようとするものでございます。次に、亀田 和子様は、吹田母子会副会長をされており、家庭教育の向上に資する活動を 行う者として委嘱しようとするものでございます。次に、桝井健様は、現在、 関西大学環境都市工学部建築学科の教授であり、学識経験者として委嘱しよ うとするものでございます。

最後に、湯川論嗣様は今期の公募の委員として委嘱しようとするものです。 以上9名の方の委嘱期間は、令和4年6月1日から令和6年5月31日まで でございます。

今回の委嘱によりまして、公民館運営審議会委員の男女別委員数は、男性が7名、女性が2名で、合計9名となります。以上簡単な説明でございますが、御審議いただき御御承認いただきますよう、お願い申し上げます。

この件につきまして、御意見等ございましたらお願いいたします。 異議なし。

では異議なしと認め、議案第17号「吹田市公民館運営審議会委員の委嘱について」を承認いたします。

続きまして、日程第3、議案第18号「吹田市社会教育委員の解嘱について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

日程3、議案第18号「吹田市社会教育委員の解嘱について」御説明申し上げます。

議案書9ページを御覧ください。まず、吹田市社会教育委員の解嘱についてでございますが、被解嘱者は浦田太様で、学校教育の関係者として委嘱しておりましたが、辞任届が提出されたものでございます。辞任の理由といたしましては、学校校長会の役員改選によるものでございます。

以上、簡単な御説明でございますが、御審議いただき御承認いただきますようお願い申し上げます。

この件につきまして、御意見等ございましたらお願いいたします。 異議なし。

異議なしと認め、議案第18号「吹田市社会教育委員の解嘱について」を 承認いたします。

続きまして、日程第4、議案第19号「吹田市社会教育委員の委嘱について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

日程第4、議案第19号「吹田市社会教育委員の委嘱について」を御説明申し上げます。議案書11ページを御覧ください。社会教育委員の委嘱につきましては、新任の方4名と5月31日をもって任期満了となる2名の方について、委嘱するものでございます。

恐れ入りますが、13ページの吹田市社会教育委員被委嘱者名簿を御覧ください。江下毅様は、吹田市立南山田小学校の校長先生で学校教育の関係者として、委嘱しようとするものでございます。委嘱期間は、前任者の残任期間であります、令和4年5月14日から令和5年5月31日までの1年と18日間でございます。

次に、大嶋啓史様は吹田市こども会育成協議会の副会長をされており、社会教育関係者として委嘱しようとするものでございます。次に、小谷泰弘様は、吹田市スポーツ推進委員会会長をされており、社会教育関係者として委嘱しようとするものでございます。次に、植田真一郎様は、再任委員で、吹田市 PTA 協議会会長をされており、家庭教育関係者として委嘱しようとするものでございます。

次に、広瀬義徳様は、再任委員で、関西大学文学部教授をされており、学

西川俊孝教育長 全委員 西川俊孝教育長

太田美紀まなびの支援課課長代理

西川俊孝教育長 全委員 西川俊孝教育長

太田美紀まなびの支援課課長代理

識経験者として委嘱しようとするものです。

最後に、藤本里絵様はガールスカウト大阪府第70団団委員長をされており、学識経験者として委嘱しようとするものです。委嘱期間につきましては、それぞれ令和4年6月1日から令和6年5月31日までの2年間でございます。今回の委嘱によりまして、社会教育委員の男女別委員数は、男性が8名、女性が4名で合計12名となります。

以上、簡単な説明でございますが、御審議いただき御承認いただきますよう、お願い申し上げます。

それでは、この件について、質問・御意見はございませんか。 それでは、この件を承認することに御異議ございませんか。 異議なし。

異議なしと認め、議案第19号「吹田市社会教育委員の委嘱について」を 承認いたします。

続きまして、日程第5、議案第20号「吹田市立図書館協議会委員の委嘱 について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

日程第5 議案第20号、吹田市立図書館協議会委員の委嘱につきまして、 御説明申し上げます。議案書15ページをお願いいたします。

この度委嘱しようといたしますのは、欠員補充の1名についてでございます。恐れ入りますが、議案書17ページの被委嘱者名簿を御覧ください。

宮本和彦様は、吹田市立千里新田小学校の校長先生でいらっしゃいます。 選出区分学校教育関係者として、委嘱しようとするものでございます。なお、 委嘱期間につきましては、令和4年5月14日から前任者の残任期間であり ます令和5年11月30日まででございます。

今回の委嘱に伴いまして委員構成は、男性5名、女性5名になります。 以上、簡単な御説明でございますが、御審議いただきまして、議案のとおり御承認いただきますよう、お願い申し上げます。

それでは、この件について、質問・御意見はございませんか。 それでは、この件を承認することに御異議ございませんか。 異議なし。

異議なしと認め、議案第20号「吹田市立図書館協議会委員の委嘱について」を承認いたします。

次に、日程第6 議案第21号「吹田市立青少年クリエイティブセンター 運営審議会委員の委嘱について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

日程第6 議案第21号「吹田市立青少年クリエイティブセンター運営審議会委員の委嘱について」御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の21ページの吹田市青少年立クリエイティブセンター運営審議会委員被委嘱者名簿を御覧ください。酒井睦美様の選出区分は学校教育関係者で、吹田市立第二中学校校長でございます。任期につきましては、令和4年6月1日から令和5年6月30日まででございます。

今回の委嘱により、運営審議会委員は女性7名、男性7名の計14名となります。以上簡単な説明ではございますが、御承認いただきますようお願いいたします。

それでは、この件について、質問・御意見はございませんか。 それでは、この件を承認することに御異議ございませんか。

西川俊孝教育長 西川俊孝教育長 全委員 西川俊孝教育長

西川俊孝教育長

桑名裕子地域教育部参事

西川俊孝教育長 西川俊孝教育長 全委員 西川俊孝教育長

西川俊孝教育長

沖田孝行青少年クリエイティブセンター課長

西川俊孝教育長西川俊孝教育長

全委員

西川俊孝教育長

西川俊孝教育長

異議なし。

異議なしと認め、議案第21号「吹田市立青少年クリエイティブセンター 運営審議会委員の委嘱について」を承認いたします。

次に、日程第7「吹田市議会の議決を経るべき事件の議案について」議案第22号「吹田市立吹田第一小学校校舎大規模改造1期工事(建築工事)請負契約の締結について」から議案第29号「吹田市立山田東中学校屋内運動場大規模改造工事(建築工事)請負契約の締結について」までを一括して議題とします。

事務局の説明を求めます。

砂川智和学校管理課長

議事日程第7、議案第22号から議案第29号につきまして、令和4年5月市議会提案の「吹田市立吹田第一小学校校舎大規模改造1期工事(建築工事)請負契約の締結について」から「吹田市立山田東中学校屋内運動場大規模改造工事(建築工事)請負契約の締結について」までを、一括して御説明申し上げます。

議案書の23ページをお願いいたします。

これらの議案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規 定に基づき、市長の作成する議会の議案に対し、異議がないものとするもの でございます。

提案の理由及びその概要につきまして、御説明申し上げます。

これらの議案は、一般競争入札の実施により去る4月25日及び26日に請負事業者が決定しましたことから、それぞれ契約を締結しようとするものでございます。それぞれ予算につきましては、先の2月市議会におきまして御可決賜わったところでございます。

議案書の25、26ページを御覧いただきますようお願いします。

議案第22号吹田市立吹田第一小学校校舎大規模改造1期工事の建築工事 につきましては、校舎の外壁改修、内装改修、防水改修、建具改修の工事を 実施しようとするものでございます。

工期は、本定例会議決後から、本年11月15日の予定で、請負金額は1億5,214万9,800円、請負者は株式会社関根工務店でございます。

続きまして、議案書の35、36ページをお願いいたします。

議案第23号吹田市立千里第一小学校校舎大規模改造2期及び屋内運動場 大規模改造工事の建築工事につきましては、校舎及び屋内運動場の外壁改修、 内装改修、防水改修、建具改修の工事を実施しようとするものでございます。 工期は、本定例会議決後から本年12月1日の予定で、請負金額は3億2, 981万円7,400円、請負者はカネイチ株式会社でございます。

続きまして、議案書の47,48ページをお願いいたします。

議案第24号吹田市立岸部第一小学校校舎大規模改造1期工事の建築工事につきましては、校舎の外壁改修、内装改修、防水改修、建具改修の工事を実施しようとするものでございます。工期は、本定例会議決後から本年11月15日の予定で、請負金額は2億2,537万5,700円、請負者は株式会社ライブエステートでございます。

続きまして、議案書の61、62ページをお願いいたします。

議案第25号吹田市立岸部第二小学校校舎大規模改造2期及び屋内運動場 大規模改造工事の建築工事及び同校給食調理室雨水排水改修工事につきましては、校舎及び屋内運動場の外壁改修、内装改修、防水改修、建具改修及び、 給食調理室の排水改修の工事を実施しようとするものでございます。工期は、本定例会議決後から校舎大規模改造2期及び屋内運動場大規模改造工事につきましては、本年12月1日、給食調理室雨水排水改修工事につきましては、本年8月25日の予定で、請負金額は2億6,259万5,300円、請負者は株式会社ナカイ建設でございます。

続きまして、議案書の75、76ページをお願いいたします。議案第26号吹田市立山手小学校校舎大規模改造1期工事の建築工事につきましては、校舎の外壁改修、内装改修、防水改修、建具改修の工事を実施しようとするものでございます。工期は、本定例会議決後から本年11月15日の予定で、請負金額は1億5,493万9,400円、請負者は三栄建設株式会社でございます。

続きまして、議案書の87、88ページをお願いいたします。議案書第27号吹田市立津雲台小学校校舎大規模改造2期工事の建築工事につきましては、校舎の外壁改修、内装改修、防水改修、建具改修の工事を実施しようとするものでございます。工期は本定例会議決後から本年11月15日の予定で、請負金額は1億5,171万7,500円、請負者は岩本工業株式会社でございます。

続きまして、議案書の99、100ページをお願いいたします。議案第28号吹田市立山田中学校校舎大規模改造1期工事の建築工事につきましては、校舎の外壁改修、内装改修、防水改修、建具改修の工事を実施しようとするものでございます。工期は、本定例会議決後から本年11月15日の予定で、請負金額は2億86万円、請負者は森繁建設株式会社でございます。

続きまして、議案書の111ページをお願いいたします。議案第29号吹田市立山田東中学校屋内運動場大規模改造工事の建築工事につきましては、屋内運動場の外壁改修、内装改修、防水改修、建具改修の工事を実施しようとするものでございます。工期は、本定例会議決後から本年11月1日の予定で、請負金額は1億4,709万2,000円、請負者はエフワイ土木株式会社でございます。

なお、以上8件の参考資料といたしまして、それぞれに工事の概要、請負事業者の営業の沿革、主たる工事の経歴、貸借対照表、損益計算書、配置図、 平面図等を添付いたしておりますので、御参照の上、よろしく御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

それでは、この件について質問・御意見はございませんか。 それでは、この件を承認することに御異議ございませんか。 異議なし。

異議なしと認め「議案第22号吹田市立吹田第一小学校校舎大規模改造1期工事(建築工事)請負契約の締結について」から「議案第29号吹田市立山田東中学校屋内運動場大規模改造工事(建築工事)請負契約の締結について」までを承認をいたします。

次に、議案第30号「吹田市立江坂大池小学校校舎及び吹田市立 江坂大池留守家庭児童育成室増築工事(建築工事)請負契約の締 結について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

日程第7、議案第30号「吹田市立江坂大池小学校校舎及び吹田市立江坂大池留守家庭児童育成室増築工事(建築工事)請負契

西川俊孝教育長 西川俊孝教育長 全委員 西川俊孝教育長

西川俊孝教育長

木村匡志教育未来創生室参事

約の締結について」その概要を御説明申し上げます。

議案第30号につきましては、一般競争入札の実施により、本年4月25日に請負業者が決定しましたことから、契約を締結しようとするものでございます。予算につきましては、先の2月定例会におきまして、御可決賜わったものでございます。

議案書の121ページを御覧いただきますようお願いします。

議案第30号 吹田市立江坂大池小学校校舎及び吹田市立江坂 大池留守家庭児童育成室増築工事の建築工事につきましては、多 目的教室、低学年図書室及び、留守家庭児童育成室の入る校舎一 棟を建設した後、既存校舎にある同室を普通教室に転用するもの でございます。工期は、本定例会議決後から、令和5年9月29 日の予定で、請負金額は2億452万3,000円、請負者は、株 式会社ビックでございます。

なお、参考資料といたしまして、議案書の123ページから134ページに工事の概要、請負事業者の営業の沿革、主たる工事の経歴、貸借対照表、損益計算書、付近見取図、配置図、平面図等をお示しいたしておりますので、御参照のうえ、よろしく御審議いただき、原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

それでは、この件について質問・御意見はございませんか。

それでは、この件を承認することに御異議ございませんか。 異議なし。

異議なしと認め、「吹田市立江坂大池小学校校舎及び吹田市立江坂大池留守家庭児童育成室増築工事(建築工事)請負契約の締結について」を承認します。

次に、日程第8教育長報告を議題とします。

はじめに「学校規模適正化に係るアンケートの実施について」です。事務局の説明を求めます。

机にお配りさせていただいております、レジメ、学校規模適正化に係るアンケートの実施についてを御覧ください。まず初めに、令和3年11月に基本方針を作成させていただきました。今現在実施計画の素案の作成に向けた作業を進めております。本年1月に吹田市 PTA 協議会及び連合自治会長に向けた説明会をさせて頂いたところ、実施計画の素案を作成する前に、保護者であったりところ、実施計画の素案を作成する前に、保護者でありませる。多であったり、意見を聞く機会を設けてほしいとので、本年5月にアンケートを実施することに到りまでさいました。ページをめっくていただきまして、議案書139ページをお願いいたします。こちら基本方針に掲載しております、分類表でございます。31学級以上の過大規模校6学級以下の過でしましています。31学級以上の過大規模校6学級以下の過ででででいます。2つを是正させていただく、準過大規模校につきましては要検討という風に位置づけさせていただいております。

議案書140ページをお願いいたします。こちらで今回学校規模の検討対象候補校の判断基準を4つお示しをさせて頂いております。まず①が、推計に基づきまして過大規模校、過小規模校となる見込みの学校を検討対象とさせていただきます。

ただし、②でお示しするとおりその期間が数年間だけという場

西川俊孝教育長 西川俊孝教育長 全委員 西川俊孝教育長

西川俊孝教育長

木村匡志教育未来創生室参事

合には、検討から外しております。

また③、大規模住宅開発が予定されていて、ただその時期や規模が不透明なところについては、拙速に判断せずに実施内容をきちんと把握した上で、検討するということにしております。

続きまして④、25~30の準過大規模校につきましては、数年間ののちに減少に転じるという分析結果で今回は検討対象から外しております。議案書141ページをお願いいたします。こちらの1でお示ししている5つの学校が今回の検討対象候補校でございます。2でお示ししてますのが、今後の住宅開発の状況により、検討対象候補校と判断するかどうかという学校でございます。それぞれにつきましては令和3年度児童生徒推計をもとに判断しておりますので、今後の推計の状況によっては変動の可能性がございます。

続きまして、議案書143ページをお願いいたします。今回5月に実施させていただくアンケートの対象候補でございます。まず表の左側が先ほど申し上げました5つの検討対象候補校で、表の右側が通学区域の見直し等により影響を受ける可能性がある小学校を全てあげておりまして、この表全てにアンケートを実施させていただくというところで進めさせていただいておりましたが、藤白台小学校区につきましては、PTA自治会とお話をする中で、アンケートではなく、直接対話形式で実施するという事になりました。千里第二小学校区につきましては、もう少し協議の上アンケートをしてほしいということで、実施時期をずらしてございます。

千里第三小学校、豊津第一小学校、山田第五小学校またその影響のある可能性がある学校につきまして、5月17日から6月7日まで、アンケートを実施させていただく予定でございます。

続きまして、議案書144ページから148ページまでがアンケートをする時に、提案といたしまして、複数案事務局から可能性のある案を提示させていただいて、その案に対して御意見をいただくとか、対案をいただくとか、というスタイルにさせていただこうと思っております。

議案書149ページをお願いいたします。こちらが具体的なアンケートの内容になっておりまして、まずは回答者の属性をお伺いしようと思っております。未就学児の保護者なのか、小中学校の保護者なのか地域関係の団体の方なのか、その他の方なのかというところと、どこにお住まいかというのをお伺いして、その属性ごとに分析をさせていただこうと考えております。小中学校でしたら保護者さん全員に学校を通して、案内文を送らせていただく、また未就学児の保護者さんに関しましては、私立と公立の保育園、幼稚園を通して案内文を御依頼させていただいております。

市報すいた及びホームページにも掲載しております。自治会の回覧にも依頼をさせていただいているところでございます。

続きまして議案書150ページです。アンケートの内容が先ほど申し上げた通り、複数の案を提案させていただいて、そこが地域が抱える問題点、課題を教えていただいて、もし可能であれば改善策といったところも教えていただきながら、我々行政の目では届かない地域の人しか分からないような細

かな点も教えていただきたいというようなアンケートにしております。

続きまして議案書151ページをお願いいたします。今回提示した案以外で地元の方がもっとより良い案があれば教えていただきたいという事と、

(3) (4) でその他保護者様目線で転校、友達関係や兄弟関係がどうかなど、そういった思いや御要望みたいなこともお伝えいただければという思いで作成しております。よって、単純な多数決といったものではなく、より良い案を作るための様々な皆様の御意見をいただきたいという内容でございます。

最後に議案書152ページでございますが、これまでの計画、今後のスケジュールです。令和3年11月に皆様に御承認いただき、基本方針を策定いたしました。令和4年1月に PTA 協議会や連合自治会様に御説明をしました。令和4年4月から今現在もそうですが、PTA や自治会の役員に御説明に回っているところでございます。

令和4年5月にアンケートを実施、令和5年3月に実施計画を策定、令和6年4月に実施と考えておりますのでよろしくお願いいたします。私からは以上です。

それでは、この件について質問・御意見はございませんか。

1点確認なんですけれども、アンケートをされるということで、もしかすると一部でアンケートに基づいて、多数決でなくとも住民が選択をするという風に受け取られている可能性があるかと思うのですが、最終的な区割り変更の決定は、教育委員会で行うということで確認してもよろしいですか。

はい。最終的には教育委員会で決定・判断するものと考えております。 その他、御意見はございませんか。

5つの校区で案を示しながら中々難しい作業だと思うんですけれども、1つ山田第五小学校 C 案のところで、議案書148ページなんですけれども学校選択制導入して、希望によって通学可能と書いてありますが、皆さん行きたくないという意見であれば、結局適正化にはならないですよね。そのあたりはどういう案を考えられていますか。例えば100名は移っていただくなど。

このアンケートを実施する時に説明動画もあわせてホームページに掲載しようと思っております。A案、B案、C案の強み、弱みも御説明させていただくところで、委員おっしゃるようにC案では計画的な課題・解決というのができないという弱みもお示しした上でアンケートを実施した上で、最終的には教育委員会で総合的に御判断いただきたいと考えております。

他にございませんか。

時期なんですけれども、令和6年4月に実施というのは基本的にはここを 守るということでよろしいでしょうか。確認させてください。

令和5年には過大規模校が発生してきます。また、教室不足になる学校も発生してきます。また、35人学級編成、法令では令和7年までに実施というところがございますので、早急に解決すべき問題・課題であると認識しております。事務担当として、令和6年4月実施で進めればと考えております。最終的には実施計画の中で皆様に御判断いただければという風に思っております。以上でございます。

よろしいでしょうか。

他にございませんか。ないようでしたら、学校規模適正化に関するアンケ

西川俊孝教育長安達友基子教育長職務代理者

木村匡志教育未来創生室参事 西川俊孝教育長 谷池雅子委員

木村匡志教育未来創生室参事

西川俊孝教育長 安達友基子教育長職務代理者

木村匡志教育未来創生室参事

西川俊孝教育長西川俊孝教育長

ートの実施についてを終わります。

西川俊孝教育長 市川泉教育未来創生室参事

次に教育未来創生計画についてです。事務局の説明を求めます。 御説明の前に資料を追加させていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。A4横長の教育未来創生計画修正案、新旧対象表という綴りになります。

それでは改めまして、教育長報告②教育未来創生計画について御説明させていただきます。議案書の155ページをお願いいたします。教育未来創生計画につきましては、先月、4月20日の教育委員会会議において、議案第15号としてお諮りいたしましたが、その審議のなかで、一部の言葉や表現について、他の表現の方が良いのではないか、などの御意見をいただきました。事務局から、市民の皆さんに誤解をまねく恐れのある表現は、修正をさせていただきたい旨申し出をさせていただいたところ、会議の中で、計画の趣旨を変えることなく、市民の皆さんにとって分かりやすい表現という観点で、一部表現の修正を行うことについて、教育長に一任することが、全出席委員によって了承されました。

本日はそうした視点で修正を加え策定した教育未来創生計画をご報告させていただくものです。

修正点及び4月に提案した議案第15号につきましては、先ほどお配りした 資料でお示しさせていただいております。

この計画につきましては、策定趣旨にも書かせていただいたとおり、吹田の子供たちに個別最適化された質の高い教育を提供するための考え方と施策の方向性をお示したものでございます。まずこの 5 年間は、質の高い教育の土台となる教育環境の充実をしていくという考え方のもと、持続可能な組織体制と仕組の構築、教育条件の整備という 2 つの方向性に沿って、施策を着実に推進していくとともに、新たな施策を考えるときにも、この視点をもって、組み立てていきたいと考えております。以上でございます。

それでは、この件について質問・御意見はございませんか。

この計画がこの後どうなっていくかという点について説明をお願いします。

この計画につきましては、今後公表をさせていただく中で、しっかり進行 管理もしていきたいと思っております。実現に向けて着実に実行していくと いうことになります。以上でございます。

他にございませんか。

異議なし。

それでは教育長報告②を終わります。続きまして、教育長報告③「いじめに関する状況報告について(令和3年度3学期末)」です。

令和3年度3学期末のいじめに関する状況報告について、学校教育室より 御報告申し上げます。議案書159ページ以降の教育長報告事項を御覧くだ さい。

吹田市における令和3年度3学期末のいじめに関する状況について御報告させていただきます。なお、令和3年度の全国大阪府の状況につきましては、 夏以降の公表となりますので発表されましたら再度御報告させていただきます。

159ページを御覧ください。1、全国大阪府のいじめ認知件数の推移を 御覧ください。表の見方としましては、各枠内で上段が認知件数、中段のカ

西川俊孝教育長 西川俊孝教育長

市川泉教育未来創生室参事

西川俊孝教育長 全委員 西川俊孝教育長

畑田将寿学校教育室主幹・指導主事

ッコ内が解消率、下段が千人率でございます。中断のカッコ内の解消率についてですが、全国大阪府は3月時点での解消率となっております。一方吹田市は令和2年度までは、3か月の見守り期間を過ぎた解消率、令和3年度は全国大阪府と同様3月時点での解消率となっております。いじめの解消につきましては、いじめが止んでいる状態が3か月以上継続していること、また、被害児童生徒が心身の苦痛を受けていないことを被害児童生徒保護者に確認して初めて解消となります。今後、令和3年度の解消率に関しましては、令和4年度1学期終了後の報告で100%の解消を目指し、指導してまいります。

認知件数は本市において令和2年度と比べますと、小学校で269件増加し、862件、中学校では86件増加し、235件となっており、令和3年度は認知件数が小中学校合計で1,000件を超えており、1,097件となりました。本市のいじめの認知につきましては、校長指導連絡会や教頭指導連絡会、首席指導連絡会、生徒指導主事会等で法の定義に基づき積極的に認知し、組織的に対応することを継続的に周知し続けていること、教職員に対するいじめ予防事業の取組みも2年目を迎え、学校全体でいじめの認知に対して意識が高くなってきていること、また、いじめ対応支援員やスクールソーシャルワーカーによるコア会議等への参加により一層認知が進んでいるものと認識しております。しかし、まだ学校間で認知数の差がございますので、引続き積極的な認知を進めてまいります。

続きまして、同じページの下段、2吹田市のいじめ件数及び解消率、学期 別の推移についてでございます。小学校に関しまして、3学期末時点での解 消率は令和2年度よりあがっております。ただし、被害児童生徒の保護者や 本人の不安はすぐに無くなるものではなく、例えば卒業までの間はずっと見 守りを継続してほしいといった要望もございます。その場合はいじめの解消 とはせず、未解決として教職員は見守りを続けております。各校とも100% の解決を目指しておりますが、100%になっていない部分はそのような理 由があります。160ページいじめの対応についてを御覧ください。いじめ の対応につきましては、161ページ中段に経年変化のグラフを示しており ますのであわせて御覧ください。小学校に関しましては、冷やかし、からか い、悪口や軽くぶつかられたり、叩かれたり蹴られたりする、といった比較 的早期に行われるいじめの段階で学校が認知していることが分かります。小 中学校ともに件数が増加しておりますが、嫌なことや恥ずかしいこと、危険 なことをされたりさせられたりすることです。トイレに閉じ込めたり、消し ゴムを投げられたりといった、一方的に何かをされるような事案です。本人 は遊びのつもりか、相手に嫌な思いをさせていることに気が付いておらず、 指導する中でやっと気がつくような児童・生徒も多いようです。

いじめ予防事業が2年目を終え、保護者や児童・生徒もいじめを理解し、 学校が発見するだけでなく、自ら訴える機会も増えてきております。今後は 学校が発見するだけではなく、児童・生徒自らがいじめを早期発見すること で、早期解決がさらに進んでいくと認識しております。令和3年度を振り返 って小中ともに認知数が増えていることはお伝えしましたが、以前は、アン ケートの実施月だけ認知数が突出することがありました。しかし、令和3年 度は毎月のいじめの認知件数の差が小さくなってきており、アンケートだけ に頼らず子ども達の見守りを年間通じてしっかり行っている結果であると認 識しております。

最後に4教育センターにおけるいじめ相談件数についてです。来所相談や 出張教育相談で延べ回数が昨年度より大きく増加しており、新型コロナ感染 症の影響を受ける前の令和元年度の状況に戻ってきていることが分かりま す。延べ回数と実人数の差から同じ相談者が複数回来所し、継続して相談し ていることが分かりますが、心のケアの必要性から1回の相談だけではなく、 継続した相談となる場合もあります。

また、メール相談に関しましても令和2年度、令和3年度と回数が増加しております。学校内でも相談を受けられる場所として、電話相談事業やいじめの心の悩み相談ダイヤルを保護者等に周知していることが、利用者増加の一員とも考えられます。吹田市で各小学校に配置している、出張教育相談での相談回数も増加しており、教育相談の利用が徐々に定着してきていることが伺えます。各校での会議にスクールカウンセラーや教育相談員も参加し、いじめ事案については共有しており専門的な知識を有するスクールカウンセラーや教育相談員と連携し、チームとしていじめ事案に対応している状況です。以上でございます。

西川俊孝教育長 谷池雅子委員

それでは、この件について質問・御意見はございませんか。

このいじめ対策の最終的な目的というのは何なのでしょうか。要するにいじめの認知度を高めることなのでしょうか。重症の事例を予防することなのでしょうか。それともいじめが起こりやすいような背景を是正することなのでしょうか。

畑田将寿学校教育室主幹・指導主事

いじめ対策としましては、今現段階では先ほども申し上げましたとおり、いじめの定義に基づいた認知を広げることによりまして、いじめのない学校を目指す、最終的には定義に基づいた認知を行った上でいじめ件数が少ないというのがベストだと思いますが、現段階ではまずはいじめが起こりうるものと考えた上で、いじめを見逃さない学校作りその上で子ども達の安心・安全な学校作りを続けていくというための認知を進めていると考えております。以上でございます。

谷池雅子委員

現状での目的やゴールは把握しましたが、究極の目的というが 平板化しているのではないかなと、要するにいじめの認知度を高 め本人が報告できるような環境以上に、なぜいじめるのか、少し 加害者に偏った考えかもしれませんが、そのあたりもあわせて解 析・分析、いじめた人いじめられた子の背景分析等もあわせて蓄 積していくべきではないかと思います。

草場敦子教育センター所長

教育センターでは今まで様々な研修をはじめ、各学校で担任が目の前にいる子ども達に行う授業でありますとか、様々なことを行っていますが最終何を目指すのかということはとても大事だと思っておりまして、子ども達は複雑化、多様化していて社会状況もそういった状況にあって、まずはその多様な人々たくさんいろいろな子がいて人と人とが関わり合うと、必ずそこには科学的なぶつかり合いですとか、それも起こって当然なんですけれども、起こった時にどう相手を理解し受け入れ、関わることで自分を豊にしていくのか、最初はやはりどう豊かにしていくのか、人権教育に基づくものフルインクルージョンというのをやはり私たちは教育者として目指さないといけないと考えています。

谷池雅子委員

結局何を申し上げたいかというと、毎回その認知とか受取り方というのが弱いお子さんというのは、かなりリスクなんだろうなと思います。そういった対策とあわせてやらないと、結局上っ面になってしまう危険性があるなあと思います。

それと、解消とおっしゃいましたがよく発達障害のお子様の話を聞くと、だいぶ前にいじめられたことをずっと引きずっている、フラッシュバックみたいに繰り返し、繰り返し、というようなお子さんもいるんです。やはり長期間の話なので、そこまで言い出すと大変だと思いますがフォローアップ体制とか体系分析とかもわせて取組んでいただければなと思います。

貴重な意見をいただきました。他にございませんか。 異議なし。

では追加日程第1「教育長報告」を議題とします。④「新型コロナウイルス感染症への対応について」です。事務局の説明を求めます。

まずは、学校教育部からの説明を求めます。

私より、追加議事日程第1、教育長報告④新型コロナウイルス 感染症への対応について御報告申し上げます。まずは、学校教育 部より御報告いたします。議案書の1ページを御覧ください。

本年4月16日から5月6日までに、小中学校において確認された新規感染者は、小学校児童298名、中学校生徒45名、教職員10名の合計353名、臨時休業数は学級閉鎖が小学校4校5学級、中学校は、ございませんでした。

各校におきましては、現時点においては対応期間を4月25日から5月22日までとし、マスクの着用、手洗い、換気、教職員のワクチン接種等の基本的な対策を徹底しながら教育活動を実施しています。この期間の気候上の条件から、マスクの着脱については熱中症対策を優先し、換気については常時2方向の窓やドアを同時に開け、感染防止対策を行います。

授業につきましては、長時間、近距離で対面形式となる教科活動等や、近距離で一斉に大きな声で話すなど、感染リスクの高い活動は行いません。

学校行事、校外学習、宿泊行事につきましては、感染リスクの 高い活動を避け、感染防止対策を徹底したうえで実施します。

水泳の授業につきましては、マスクを外して授業を受けるため、 会話を控えること、人との距離を確保することなど「新しい生活 様式による水泳指導に関する留意事項」に則り実施します。

課外クラブ・部活動につきましては、活動場所の換気の徹底などの対策を講じたうえで、感染拡大予防ガイドラインを遵守して 実施します。

以上でございます。

続いて地域教育部からお願いします。

追加議案書の2ページを御覧ください。地域教育部、放課後子ども育成室の感染状況でございますけれども、4月16日から5月6日までの間の感染者数について、児童が73名、指導員・補

西川俊孝教育長 全委員 西川俊孝教育長

角田睦学校教育部次長学校教育室長兼務

西川俊孝教育長 糖蝴萄糖凝解舒裝
就銀薪 助員が2名でございます。また、教室で臨時休室が、育成室全体で2室でございます。

感染症に対する対策でございますが、新型コロナウイルス感染症対策マニュアルに基づいた対応を行っておりまして、学校教育部のほうからもありましたけれども、我々としましても、しっかりと対策に努めてまいります。

西川俊孝教育長 西川俊孝教育長

それでは、この件について質問・御意見はございませんか。 御意見がないようですので、教育長報告を終わります。

次の議案第31号につきましては、すでに秘密会と決定しておりますので、恐れ入りますが、傍聴の方は、退室をお願いします。

- 傍聴者退室 -

ここで、秘密会を解きます。

それでは、これをもちまして本日の議事日程を終了いたしましたので、5月定例教育委員会会議を閉会いたします。

閉会 午後4時35分

西川俊孝教育長